

単独荷卸しに必要な安全対策設備に係る運用基準

単独荷卸しに必要な安全対策設備に係る運用基準は、次のとおりとする。なお、その他の運用については「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 消導第 198 号）及び『「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」の一部改正について』（平成 30 年 4 月 10 日付け 30 消規第 95 号）によること。

1 単独荷卸しの対象となる施設等

(1) 単独荷卸しの対象となる施設

単独荷卸しを行うことができる危険物施設は、次に掲げる施設（以下「給油取扱所等」という。）とする。

ア 給油取扱所

イ 製造所、一般取扱所で地下タンクを有するもの

ウ 地下タンク貯蔵所

(2) 単独荷卸しの対象となる危険物

単独荷卸しを行うことができる危険物は、次に掲げる危険物とする。

ア ガソリン

イ 灯油

ウ 軽油

エ 重油

2 コンタミ（contamination の略称）防止装置

コンタミとは、異なる油種を誤って地下タンク又は地下貯蔵タンク（以下「地下タンク等」という。）に注入することをいう。コンタミ防止装置は、移動タンク貯蔵所から地下タンク等へ危険物を荷卸しする際にコンタミを防止するための装置であり、移動タンク貯蔵所に備えられる機器と地下タンク等（注入口を含む。）に設けられる機器から構成され、次の機能等を有するものであること。

(1) コンタミ防止機能

ア 有効にコンタミを防止できるものであること。

(ア) 移動貯蔵タンクの各槽に貯蔵されている危険物の種類を荷積みの段階から正確かつ容易に把握できるものであること。

(イ) 荷卸し先の地下タンク等に貯蔵される危険物の種類を正確かつ容易に把握できるものであること。

(ウ) 移動貯蔵タンクの各槽に貯蔵されている危険物と荷卸し先の地下タンク等に貯蔵される危険物の種類が一致する場合にのみ、当該槽の底弁等が開き荷卸しが行

えるものであること。

(エ) 申請された油種相互のコンタミを防止できるものであること。

イ コンタミ防止機能を停止する機能を有する場合には、次のとおりであること。

(ア) 停止スイッチは、容易に操作できないものであること。

(イ) コンタミ防止機能が停止している場合には、移動タンク貯蔵所の乗務員（以下「取扱者」という。）がその旨を容易に把握することができるものであること。

(2) 操作性

ア 操作性

取扱者1人で容易に操作できるものであること。

イ 視認性

操作の段階、異常の発生を容易に確認できるものであること。

ウ 安全性

取扱者に危害を及ぼさないものであること。

(3) 信頼性

ア 強度

使用時、車両の走行時に、容易に損傷しないものであること。

イ 耐候性

使用している間に起こりうる温度変化、降雨等により、機能に支障を生じるものでないこと。

ウ 信頼性

故障又は人為的ミスに対する対策が講じられていること。

3 過剰注入防止設備

移動タンク貯蔵所から地下タンク等へ危険物を荷卸しする際に危険物の過剰な注入を防止するための装置であり、地下タンク等に設けられる機器（第14・3屋内の営業用給油取扱所の基準中（7）「危険物過剰注入防止設備」を参照）のみから構成されるものと移動タンク貯蔵所及び地下タンク等の両方に設けられる機器で構成されるものがあり、次の機能等を有するものであること。

(1) 過剰注入防止機能

ア 地下タンク等への危険物の過剰な注入を有効に防止することができるものであること。

イ 過剰注入防止機能を停止する機能がある場合には、次のとおりであること。

(ア) 停止スイッチは、容易に操作できないものであること。

(イ) 過剰注入防止機能が停止している場合には、取扱者がその旨を容易に把握できるものであること。

別記 24

(2) 操作性

ア 操作性

取扱者 1 人で容易に操作できるものであること。

イ 視認性

操作の段階、異常の発生を容易に確認できるものであること。

ウ 安全性

取扱者に危害を及ぼさないものであること。

(3) 信頼性

ア 強度

荷卸し時及び車両の走行時に、容易に損傷しないものであること。

イ 耐候性

使用している間に起こりうる温度変化、降雨等により、機能に支障を生じるものでないこと。

ウ 信頼性

故障又は人為的ミスに対する対策が講じられていること。

4 タンク貯蔵量表示装置

地下タンク等内の危険物の量を自動的に表示する装置で、地下タンク等または移動タンク貯蔵所に設けられるもののうち、次の機能等を有するものであること。

(1) 表示機能

地下タンク等内の危険物の量の変化が荷卸し中に随時確認できるものであること。

(2) 設置場所

移動タンク貯蔵所から地下タンク等へ危険物を荷卸しする際に容易に表示内容を確認することができるよう、地下タンク等に設ける場合にあつては注入口の近傍に設け、移動タンク貯蔵所に設ける場合にあつては吐出口の近傍に設けること。

5 照明設備

夜間等における単独荷卸しの作業を行うために必要な照明設備は、次によること。*

(1) 機能

単独荷卸しの作業を行う場所において、必要な照度が得られるものであること。*

(2) 設置場所

単独荷卸しの作業を行う場所において、(1)の照度が得られる位置に設置するとともに、当該照明設備のスイッチは取扱者が容易に操作できる場所に設けること。ただし、次に掲げるいずれかの照明設備は、スイッチを設けないことができる。

ア 無線通信等により、照明が自動点灯するもの

イ 24 時間営業の給油取扱所等において、照明が常時点灯しているもの（単独荷卸しの作業を行う場所において必要な照度が得られる場合に限る。）

6 防災設備

単独荷卸しに係る必要な防災設備は、次によること。

(1) 機器の種類

ア 給油取扱所等の見取図

単独荷卸し作業を行う場所（集中注入口又は、タンク直上式注入口の位置等）及び単独荷卸しに必要な各種設備の位置を明示したものであること。

イ 消火器

B 火災用の能力単位の合計が 10 単位以上となるものであること。（本数は 1 本又は 2 本以上とし、給油取扱所等又は移動タンク貯蔵所に設置されている消火器を単独荷卸しの際に使用できるようにすることで差し支えない。）

ウ 乾燥砂又は油吸着材

乾燥砂：25kg 以上（使い易いようにバケツなどに小分けしたもの）であること。
油吸着材：漏れた危険物を有効に回収できる量であって、かつ、25 kg の乾燥砂と同等以上の効力を有する量以上とすること。

エ 緊急用電話

消防機関等に連絡できるものであること。（有線電話に限る。）*

オ 通報連絡方法手順書

事故発生時に消防機関、給油取扱所等の危険物保安監督者等の責任者、運送業者等へ通報連絡する手順を明示したものであること。

(2) 設置場所

ア 事故発生時に容易にかつ安全に使用することができる場所に集合させて設置すること。

イ 上記(1)・ア、エ及びオについては、給油取扱所等の防火塀又は建築物の外壁等で注入口付近に設けられた耐候性等を有するボックス（自立型のものを含む。）に収納されていること。ただし、次に掲げるいずれかの緊急用電話は、コントロールボックスに収納しないことができる。*

(ア) 取扱者の携行する携帯電話（運送業者等において組織的に管理され、常時使用できるものに限る。）

(イ) 24 時間営業の給油取扱所等の事務所等内に設置される常時使用可能な固定電話